

第2回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年10月18日
告示番号 第22号
会議年月日 令和6年10月25日
会議の場所 川崎農村環境改善センター
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 渡邊 晋
局長補佐 佐藤 正浩
局長補佐 浅岡 栄嗣
主 査 佐川 千恵

本日の案件 第2回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後2時7分

議長

始まる前に、先ほどの運営委員会で決定したことをお伝えします。

盛土農地の関係については、通常総会案件とは分離して、別に協議することとし、特別委員会を設置することになりました。

設置に伴っての設置要綱をこれから作成し、役員会、運営委員会での協議を経て、来月の総会で設置の提案をさせていただきたいと思っております。

次に、総会の進行の簡略化を図るため、農業委員会憲章の読み上げの省略、現地調査報告内容の短縮について見直しを行います。

また、飲み物の準備は行わず、マイボトル等を持参することとします。

先進地の視察研修についても、当面の間自粛いたします。

本日の出席委員は22名であります。

定足数に達しておりますので、第2回一関市農業委員会総会を開会いたします。

なお、4番 佐藤 宗雄 委員、14番 佐藤 喜明 委員より欠席の届出がありました。

行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡

議 長

の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。

議案審議に入る前に、お諮りいたします。

議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第 13 条の規定により議事録署名委員に 5 番 及川 務 委員、6 番 加藤 敏子 委員を指名いたします。

書記には、浅岡 局長補佐、佐川 主査 を指名いたします。

審議に入ります。

「報告第 2 号 専決処分 の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

1 ページをお開き願います。

報告第 2 号、専決処分 の報告についてご説明いたします。

農地法第 3 条の 3 の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第 3 の 3 の規定に基づき報告するものです。

2 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第 8 条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第 1 号から 6 ページの第 12 号までの 12 件、12 名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和 6 年 10 月 16 日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続により農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書とその届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

議 長

以上で説明を終わります。

以上で「報告第 2 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第 2 号」の質疑を終わります。

局長

次に、「報告第3号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

7ページをお開き願います。

報告第3号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第4号の4件5筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりであり、現状変更の理由につきましては、耕作面積を拡大するための新たな畦畔部分の盛土、育苗ハウス設置のための盛土、農業用施設（農業用水及び生活用水用井戸）の設置、耕作条件改善のための区画整理となっております。

なお、一関、花泉、千厩、藤沢の各地域の定例の現地確認において現地調査報告書のとおり、届出内容に問題がないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第3号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、「報告第3号」の質疑を終わります。

次に、「議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長

8ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請3件です。

第1号と第2号については、いずれの譲渡人も耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため賃貸借によ

り農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

9ページをお開き願います。

第3号については、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人が児童発達支援事業を実施するため農地を取得しようとするものです。

法人が農地を取得する場合には、原則として農地所有適格法人の要件を満たす必要がありますが、非営利法人が社会福祉事業の運営に必要な農園として使用するために農地を取得する場合には、例外的に農業委員会の許可を受けることができます。なお、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請2件です。

9ページから10ページにかけての第4号については、譲渡人と譲受人は親子関係にあり、譲渡人の子であり後継者である譲受人に生前一括贈与により農地を譲ろうとするものです。

第5号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が農地を取得し耕作を開始しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

11ページをお開き願います。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第6号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第3号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

それでは初めての委員さん方なので順番が変わりますが、最初に経験のある、東山地域の委員さんから報告をお願いします。

19番
佐藤 想司 委員

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年10月10日、木曜日、午前10時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、佐藤委員、小野委員、支所職員 佐藤係長、菊池主任主事で行いました。

報告内容、第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のと

議 長
6 番
加藤 敏子 委員

おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。
報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年10月11日、金曜日、午後1時30分より、
現地調査員 農業委員 佐藤委員、私 加藤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、支所職員 佐藤主任主事で行いました。

報告内容、第4号～第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。
報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長
11番
阿部 久美子 委員

現地調査日、令和6年10月11日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 佐藤委員、私 阿部、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、小野寺委員、事務局職員 金野主任主査、農政推進課職員 千葉主査で行いました。

報告内容、第1号～第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。
報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

佐藤局長補佐

挙手満場と認めます。

よって「議案第3号」を可と決めます。

次に、「議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

12ページをお開き願います。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請は、申請人が自ら所有する農地を農地以外の用途に転用するための申請です。許可は県において決定するため、農業委員会においては、許可に相当する申請内容であるかを審議のうえ、意見を添えて県に申請書を提出するものです。

本議案に係る申請は、一関地域の3件です。

第1号は、申請人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域及び近隣商業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第2号は、申請人が駐車場及び物置を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第3号は、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

以上、3件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第4号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

11番

一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

阿部 久美子 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った

結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関市役所から南西に約 0.7 kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が宅地、南側が原野、宅地及び用悪水路、西側が農地となっている。

申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺の農地に影響はない。

第2号、申請地は、一関市役所から東に約 3.6 kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が農地、南側が市道、西側が雑種地となっている。

申請人が駐車場及び物置等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺の農地に影響はない。

第3号、申請地は、一関市役所から東に約 2.0 kmの位置にあり、北側、南側及び西側が農地、東側が雑種地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第4号 農地法4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第4号」を許可相当と決します。

次に、「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

13 ページをお開き願います。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請人が他の所有者から農地を借り受け、または譲り受けして農地以外の用途に転用するための申請です。許可は県において決定するため、農業

委員会においては、許可に相当する申請内容であるかを審議のうえ、意見を添えて県に申請書を提出するものです。

最初に、一関地域に係る申請1件です。

第1号は、譲受人が宅地分譲地を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域及び第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請2件です。

第2号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第4号は、借受人が駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に藤沢地域に係る申請1件です。

第6号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

申請地は、令和5年9月22日付で農振除外済みです。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、6件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第5号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

一関、花泉、千厩、川崎、藤沢とありますが、慣れていないので最初に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

21番

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

佐藤 多賀幸 委員

現地調査日、令和6年10月11日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、千葉委員、支所職員 千葉係長で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、JR油島駅から南東に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が農地、東側が市道、南側が道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請地は、花泉支所から南東に約6.5kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が雑種地、南側が農地及び原野、西側が農地及び山林となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

11番

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

阿部 久美子 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関市役所から東に約2.0kmの位置にあり、北側が道、東側が宅地、南側が雑種地及び農地、西側が農地となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

22番

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

遠藤 真一 委員

現地調査日、令和6年10月11日、木曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 藤野委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 菅原委員、畠山委員、小野委員、菊地委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った

議 長
23番
千葉 平 委員

結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、千厩支所から南東に約3.4kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が雑種地、南側が市道、西側が農地及び原野となっている。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年10月10日、木曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 千葉、農地利用最適化推進委員 小山委員、佐藤委員、事務局職員 金野主任主査、佐川主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請地は、川崎支所から東に約1.1kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側及び西側が農地、南側が宅地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

議 長
3番
菅原 良博 委員

現地調査日、令和6年10月11日、金曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 菅原、農地利用最適化推進委員 高橋委員、畠山委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、藤沢支所から南に約1.7kmの位置にあり、周囲は北側が道、東側及び南側が市道、西側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

議 長

議 長
8 番
佐藤 和威治 委員

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

8 番 佐藤 和威治 委員

1 番ですが先程の 4 条の 3 番と関連があるということで、備考欄に記載になっております。

図面を見ますと、道路部分を売買するというふうになっていますが、4 条で自己住宅を建てるという事で 66-1 が許可になっています。

その道路部分を業者さんに売ってしまうような議案に見えるのですが、それで間違いはないのでしょうか。

議 長

事務局、説明をお願いします。

暫時、休憩したいと思います。

(休憩)

議 長

再開いたします。

説明をお願いいたします。

佐藤局長補佐

お答えいたします。

こちらは確かに、4 条で自己住宅を建てる場所の前の部分にはなりますが、既に道路は通っております。

道路拡張が必要な部分を分譲地の分として買い取る格好ではございますが、こちらの道路の通行に関しては同意を得ておりますので、自己住宅の出入りに関しては支障がないということであります。

議 長

8 番 佐藤 和威治 委員

8 番
佐藤 和威治委員

重ねてお伺いいたします。

従前にある広い道路については、個人の所有の公衆用道路、あるいは普通にある市の公衆用道路と、いろいろ公衆用道路にしても所有形態が違っていいと思います。

所有権移転をしたあとに、公衆用道路というふうはこの細い所については、地目変更がなされるということなのですね。

それであくまで所有者については、この業者さんということになる、あるいは将来的にはこの道が市道であれば市に贈与がなされる、そのへんはどうなっているのでしょうか。

佐藤局長補佐

公衆用道路の拡張でございますので、委員のおっしゃるようなことは、現在の段階では市に寄贈の計画等はそこまで確認できておりません。

申し訳ございません。

議 長

他に質問ございませんか。

13番

及川 治雄 委員

13番 及川 治雄 委員

一関の地番と面積が合っていないです。

現地報告書の地番と面積、総会資料の面積と整合性がとれていません。どちらが正しいのでしょうか。

13 ページの1番の部分です。66-5というのは、地図にも載っていないです。

現地報告の面積も地番も違っています。

そのへんは答えさせていただきたいと思います。

63-2は現地報告では23㎡、総会資料では2112㎡と書いています。63-7は297㎡が792㎡、66-5というのは地図台帳に載っていません。現地調査報告書では、66-3が63-5となっていて、面積も違っています。

どちらが正しいか、調査のうえ次回の時に出していただきたいと思います。

今、ご返答はおりません。

局 長

ご指摘のとおり、13 ページの1号と現地調査報告書の中身が違うということでしたので、確認のうえ正しい情報を次回の総会で報告をさせていただきます。

議 長

資料の誤りを事前に発見した場合は質疑ではなく、事前に事務局まで報告して下さい。

他にご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第5号」を許可相当と決します。

次に、「議案第6号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

15 ページをお開き願います。

議案第6号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったの

で、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、千厩地域の1件です。

第1号は、転用事業者が貸し資材置き場として転用許可を受けていましたが、貸借予定者から貸借撤回の連絡があり、事業実施が難しい状況となったため、太陽光発電事業者に事業を承継するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第6号」の説明を終わります。

審議願います。

8番
佐藤 和威治 委員

8番 佐藤 和威治 委員

変更前の許可年月日が平成28年5月で、今、令和6年ですが許可になってからだいぶ年数が経っています。

一切使われなかった。それで、このくらいの年数が経ったが別の事業に転用したいという、この言葉どおりの議案なのでしょうか。

佐藤局長補佐

お答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、これは転用許可を受けましたが使わないまま年数が経過してしまったということでございます。

議 長

佐藤委員、いかがですか。

8番
佐藤 和威治 委員

許可を受けてから条件のとおりに事が運ばなかった時の、ペナルティと言いますか取り消しのようなものは、どういった年数が経てばというものはないのでしょうか。

5条の許可が平成28年に出て、今まで許可どおりに実際事が運ばなくて進んできた。それで今度、太陽光発電が設置できるので、変更許可をさせてくださいという案件なんだろうと思いますが、その許可を受けてから年数の経過というものに期間はないのでしょうか。

佐藤局長補佐

許可を受けてからの期間ということですが、特に何年経ったら駄目というような規定はございません。

但し、委員のおっしゃる趣旨のとおり本来転用許可を受けてから、転用をする時点での事業計画がございますので、本来はその計画の範囲内で終わらなければ、その時点で変更計画を出すか取り下げをされるべきものだと考えております。

議 長

他にご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第6号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第6号」を許可相当と決します。</p> <p>次に、「議案第7号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
佐藤局長補佐		<p>16 ページをお開き願います。</p> <p>議案第7号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。</p> <p>一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。</p> <p>この制度による農地の貸借や所有権移転は、担い手に農地を集積するために運用されてきたものですが、地域計画が策定された以降は利用できなくなります。実務的には来年2月の総会までの取り扱いとなります。</p> <p>17 ページをお開き願います。</p> <p>本議案に係る申請は、藤沢地域の5件で、貸借権設定です。</p> <p>各申請の詳細については記載のとおりです。</p> <p>また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で、「議案第7号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第7号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第7号」を可と決します。</p> <p>次に、「議案第8号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。</p>

佐藤局長補佐

事務局の説明を求めます。

19 ページをお開き願います。

議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。

本議案は、農地中間管理機構が借り受けている農地を耕作者に再配分するものです。

20 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が 108 件です。

第 1 号から 33 ページの第 108 号までの全件は、藤沢地域に係る申請です。

黄海北方地区の基盤整備予定農地の利用権を農事組合法人に集積するものです。

申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 8 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 8 号」を可と決します。

次に、「議案第 9 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

34 ページをお開き願います。

議案第 9 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否

議 長

6 番
加藤 敏子 委員

議 長

19番
佐藤 想司 委員

についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は5件で、大東地域3件、東山地域1件、川崎地域1件です。

いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第9号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、大東支所から北西に約7.1kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が宅地、南側が道、西側が山林となっている。

昭和24年頃から自宅進入路及び庭として利用されており、既に農地性は失われている。

第2号、申請地は、JR摺沢駅から南西へ約0.8kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が農地、東側が市道、南側が宅地となっている。

昭和63年頃から物置の敷地として利用されており、既に農地性は失われている。

第3号、申請地は、JR摺沢駅から南東へ約0.7kmの位置にあり、周囲は北側が鉄道用地、東側が雑種地、南側及び西側が宅地となっている。

昭和41年頃から宅地の一部として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

議 長
23番
千葉 平 委員

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、東山支所から東へ約 3.2 kmの位置にあり、周囲は北側、東側及び南側が宅地、西側が県道となっている。

昭和 45 年頃から自宅進入路及び駐車場として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請地は、川崎支所から東に約 1.1 kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が農地、南側及び西側が宅地となっている。

平成 10 年頃から自宅進入路として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第9号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第9号」を可と決します。

次に、「議案第10号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤局長補佐

36 ページをお開き願います。

議案第10号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交

替承認について、内容をご説明いたします。

土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。

37 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、東山地域の1件です。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第10号」の説明を終わります。

なお、「土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認」について、19番 佐藤 想司 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたします。

佐藤 想司 委員は退室願います。

(午後3時3分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第10号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第10号」を可と決します。

佐藤 想司 委員は入室願います。

(午後3時4分 入室)

議 長

佐藤 想司 委員に申し上げます。

「議案第10号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決しました。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第2回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

みなさまご協力ありがとうございました。

(午後3時5分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員